

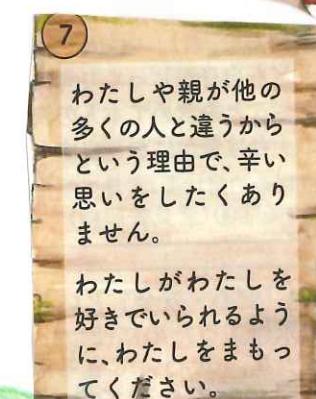
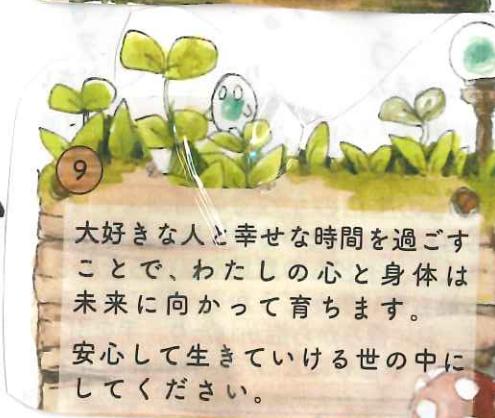
（おん）より 11月

散歩に出かける子どもたちの笑顔が解きほなされた
その表情に幸せを感じます。運動会も終り、一人と
身体（からだ）も内面も成長が見られます。ますます活発になり、興味もたくさん湧いていく子どもたちを大人は、じっと
見守り、待ってやることが、とても大切で必要なことと思います。

11月予定

- ・2日(木) 子どもの健康診断 和田先生が来られます。
- ・11日(土) さくら組 いも煮会 お休みの所は、後からつれていかれて下さい
- ・18日(土) 保育参観・育儿講座 お手紙を出します。
- ・24日(金) さくら組 社会見学 恐竜博物館に行きます。
- ・28日(火) 御命日（親鸞聖人の祥命日です）
ひんらん（こうにん） じょうめいにち（この日にお亡くなりになりました）
- ・29日(水) 誕生会
11/28
- ・29日・30日は一中生の体験学習で、2名来園。

11/9は、4/11より、火～金（夏休み除く）、労災専門看護
学校実習の今年度最後の日です。お姉ちゃん、時には
お兄ちゃん、最後の金曜日に衛生発表をしてもらい
屋より、労災の先生は交えてのカンファレンス本当に色々感じさせてもらいました。



1 子どもであっても、大人と同様に、一人の人間として大切に尊重してもらう権利があります。「経験や判断力がない」「障がいがある」等の理由で意見を聞いてもらえないなかったり、怖がらせて言いなりにさせられたりしていい存在ではありません。子ども時代をその子らしく生きることを保障することで、その子の幸福と、その子らしく生きていく力を守ることができます。

権利条約第3条(子どもの最善の利益)、第6条(生きる権利、育つ権利)、基本法第3条①(基本的人権)※2

8 子どもにとって、家族はかけがえのないものです。家族の障がいの有無、経済状態、ネグレクト的育児などに対して、子どもの前で非難されることは子どもも家族も傷つけます。子どもも家族も一生懸命ですが、どうしていいか解らず困っています。子ども達の大好きな家族も安心できる環境を保障して、一緒に守って下さい。

権利条約第9条(家族の統合)、第18条(父母の養育責任)、基本法第3条⑤(保護者への十分な支援)

9 大人たちが子どもとともに楽しく過ごす時間を保障して、子どもが子ども時代を豊かに安心して育つことが、社会全体の幸せな未来に繋がってゆくのです。

基本法第3条⑥(子育てに喜びを実感できる社会)

「ちいさいわたしほしいもの」
—子どもたちを支えるためにー^{のプリントの紹介です。目を通して下さい。育儿講座の時、1～9までのプリントをお配りいたします。}

7 他国籍の子ども・障がい・母子家庭・父子家庭・貧困・LGBTQなど、その子が生まれた環境や文化、外見や感覚の違いから、辛い思いをしている子どもがいます。子どもは、その辛い思いを表現できません。その子の不安な気持ちに気づいて下さい。

そして、一緒に生活をしている保護者も不安を抱えていることを分かって下さい。

権利条約第2条(差別の禁止)、第23条(心身障がいのある子ども)、基本法第3条①(差別の禁止)

山が少しづ
色がでています。